

令和元年度第17回庁議 議事要旨(記録)

令和元年8月21日庁議資料

開催日 令和元年8月16日 (金曜日)
開催場所 市長公室
開始時間 午後 13時00分
終了時間 午後 14時00分

庁議内容

- | | | |
|-----|---|-------------------------|
| 議 題 | 1 | 令和元年国立市議会第3回定例会提出議案について |
| 付 議 | 2 | (仮称)「国立市自殺対策計画」の策定について |

出席者(14名)

庁議メンバー (13名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 事業団設立準備担当部長 都市整備部長 都市整備部参事 会計管理者 議会事務局長 教育次長
代理出席者 (1名)	環境政策課長

【議 題】

- 令和元年国立市議会第3回定例会提出議案について
 - 説明員：各部長<内 容>
令和元年国立市議会第3回定例会提出議案についての概要説明を行った。

【付 議】

- (仮称)「国立市自殺対策計画」の策定について
 - 説明員：福祉総務課長(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

付議事案名：（仮称）「国立市自殺対策計画」の策定について

提案課 健康福祉部 福祉総務課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
- ② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

国立市における自殺対策について、現状を把握し、総合的な施策を推進するため、（仮称）「国立市自殺対策計画」を策定する。推進体制として関係部署による「国立市自殺対策庁内連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置するための要領を制定する。これらの進め方について庁内合意を得るために庁議に付議する。

2. 経過及び現状

平成10年以降、国内で毎年3万人以上の方が自殺でなくなるという状況が続き、平成23年度以降減少に転じたものの、依然として2万人以上の高い数値が続いている状況である。このような中、平成28年には自殺対策基本法の改正がなされ、区市町村に、地域の実情を勘案し、自殺対策についての計画（「市町村自殺対策計画」）を策定することが義務化された。（第13条）。国立市においても、自殺対策は喫緊の課題であり、現状や課題を把握し独自の計画を策定する必要がある。

3. 具体的な措置

令和元年度に庁内関係部署による自殺対策庁内連絡会（課長職）を設置し、さらにワーキンググループ（係長職）をもって、国立市自殺対策計画素案を作成する。令和2年度に計画素案をもとにパブリックコメントを得て、計画策定するものである。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【意見】

- ・国立市自殺対策庁内連絡会のスケジュール（予定）について、もう少しゆとりをもたせたスケジュールにしたほうがよい。
- ・国立市自殺対策庁内連絡会ワーキンググループ名簿（案）の委員について、関係部署を見直し、調整すべきである。